

香取広域市町村圏事務組合危険物の規制に関する規則

平成18年 3 月27日

規則第21号

改正 平成25年 3 月29日規則第 4 号

令和 3 年 2 月25日規則第 3 号

令和 3 年12月14日規則第 4 号

令和 4 年 3 月30日規則第 6 号

令和 7 年 9 月19日規則第 7 号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第3章、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「省令」という。）並びに香取広域市町村圏事務組合消防長に対する事務専決に関する規則（平成18年香取広域市町村圏事務組合規則第17号）の規定による危険物規制事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(仮貯蔵、仮取扱いの承認)

第2条 法第10条第1項ただし書の規定により危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、当該行為の7日前までに省令第1条の6に規定する申請書に当該申請書の副本を添付して消防長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 消防長は、前項の申請を承認したときは、危険物仮貯蔵・仮取扱い承認証（別記様式第1号）に当該申請書の副本を添付して申請者に交付する。

(製造所等の設置許可等)

第3条 香取広域市町村圏事務組合管理者（以下「管理者」という。）は、法第11条第1項前段及び後段の規定による製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置又は変更の許可の申請があった場合において、同条第2項の規定により許可したときは、許可証（別記様式第2号）に当該申請書の副本を添付して申請者に交付する。

(製造所等の変更許可の申請)

第4条 法第11条第1項後段の規定による製造所等の位置、構造又は設備の変更の許可の申請をする場合には、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。

(1) 当該製造所等の変更前の許可証

(2) 前号の許可証に係る申請書の副本

(3) 第1号の許可証に係る省令第6条第2項の規定による完成検査済証

2 管理者は、前項の申請があった場合において、法第11条第2項の規定により許可したときは、許可証に当該申請書の副本を添付して申請者に交付する。

(製造所等の完成検査の申請)

第5条 法第11条第5項の規定による製造所等の完成検査の申請をする場合には、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。

(1) 当該完成検査を受けようとする製造所等の許可証

(2) 前号の許可証に係る申請書の副本

2 法第11条の2第1項の規定による製造所等の完成検査前検査の申請をする場合には、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。ただし、水張検査又は水圧検査の申請の場合でその設置場所が香取広域市町村圏事務組合の区域外であるときは、この限りでない。

(1) 当該完成検査前検査を受けようとする製造所等の許可証

(2) 前号の許可証に係る申請書の副本

(完成検査済証の再交付)

第6条 政令第8条第4項の規定による製造所等の完成検査済証の再交付の申請をする場合には、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。ただし、亡失又は滅失したことにより提示できない場合は、この限りでない。

(1) 当該完成検査済証に係る許可証

(2) 前号の許可証に係る申請書の副本

2 管理者は、完成検査済証の再交付をするときは、省令第6条第2項に定める完成検査済証に再交付である旨を押印し、再交付の年月日を記載して申請者に交付する。

(仮使用承認の申請)

第7条 法第11条第5項ただし書の規定により、仮使用の承認を受けようとする者は、危険物製造所等仮使用承認申請書に仮に使用する部分の図面と工事計画書等を添付して申請しなければならない。

(仮使用承認等の通知等)

第8条 管理者は、前条の申請を承認したときは、危険物製造所等仮使用承認証（別記様式第3号）に当該申請書の副本を添付して申請者に交付する。

2 管理者は、前項の仮使用の承認を取り消したときは、仮使用承認取消通知書（別

記様式第4号)により申請者に通知する。

- 3 仮使用の承認を受け、仮使用を開始する場合には、当該仮使用をする場所の見やすい箇所に仮使用の承認を受けている旨の掲示板(別記様式第5号)を掲げなければならない。

(許可申請の取下げの届出)

第9条 法第11条第1項の規定により製造所等の設置又は変更の許可の申請をした者が、当該申請を取り下げようとする場合には、危険物製造所等の設置、変更許可申請取下申請書(別記様式第6号)により管理者に届け出なければならない。

(許可の取消しの届出)

第10条 法第11条第1項の規定により製造所等の設置又は変更の許可を受けた者が、当該許可の取消しを申し出ようとする場合には、危険物製造所等の設置、変更許可取消申請書(別記様式第7号)により管理者に届け出なければならない。

(基準の特例適用の申請)

第11条 政令第23条の規定による製造所等の位置、構造及び設備の基準の特例の適用を受けようとする場合には、危険物製造所等の基準の特例適用申請書(別記様式第8号)により管理者に申請しなければならない。

(譲渡又は引渡の届出)

第12条 法第11条第6項後段の規定による製造所等の譲渡又は引渡の届出をする場合には、届出書に譲渡又は引渡を受けた旨を証明する書類を添付するとともに、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。

- (1) 譲渡又は引渡の対象となる製造所等の許可証
- (2) 前号の許可証に係る申請書の副本
- (3) 第1号の許可証に係る省令第6条第2項の規定による完成検査済証
- (4) 第1号の許可証に係る省令第6条の4第2項の規定によるタンク検査済証

- 2 管理者は、前項の届出を受理したときは、届出書の副本に届出済印(別記様式第9号)を押し、届出者に交付する。

(種類又は数量の変更の届出)

第13条 法第11条の4第1項の規定による製造所等で貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類又は数量の変更の届出をする場合には、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。

- (1) 貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類又は数量の変更をする製造所等の許可証

(2) 前号の許可証に係る申請書の副本

(3) 第1号の許可証に係る省令第6条第2項の規定による完成検査済証

(4) 第1号の許可証に係る省令第6条の4第2項の規定によるタンク検査済証

2 管理者は、前項の届出を受理したときは、届出書の副本に届出済印を押し、届出者に交付する。

(用途廃止の届出)

第14条 法第12条の6の規定による製造所等の用途廃止の届出をする場合には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 用途廃止をする製造所等の許可証

(2) 前号の許可証に係る申請書の副本

(3) 第1号の許可証に係る省令第6条第2項の規定による完成検査済証

(4) 第1号の許可証に係る省令第6条の4第2項の規定によるタンク検査済証

(5) その他関係書類

(危険物保安監督者の選任又は解任の届出)

第15条 法第13条第2項の規定による危険物の保安の監督をする者の選任又は解任の届出をする場合には、届出書を2部提出しなければならない。

2 前項の選任の届出をする場合には、危険物の保安の監督をする者の危険物取扱者免状の写し及び省令第48条の3に規定する実務経験証明書を添付するほか、当該免状を提示しなければならない。

3 管理者は、第1項の届出を受理したときは、同項の届出書の1部に必要な事項を記載して届出者に交付する。

(予防規程の認可証の交付)

第16条 法第14条の2第1項の規定による予防規程（以下「予防規程」という。）の認可をしたときは、予防規程認可証（別記様式第10号）に当該認可に係る申請書の副本を添付して申請者に交付する。

(収去証の交付)

第17条 法第16条の5第1項の規定により危険物又は危険物であることの疑いのある物を収去したときは、収去証（別記様式第11号）を交付する。

(資料の提出)

第18条 次の各号に該当する場合は、資料提出書（別記様式第12号）その1又はその2を2部提出しなければならない。

- (1) 法第11条第1項後段の規定による変更の許可の手続を要しない製造所等の軽微な変更をしようとするとき。
 - (2) 製造所等の規制外の部分の変更で、災害防止上特に資料を提出する必要があると認めるとき。
 - (3) 予防規程に規定する事項のうち危険物の品名若しくは数量又は関係者の氏名等を変更しようとするとき。
 - (4) 製造所等の所有者、管理者又は占有者の住所、氏名又は名称に変更があったとき。
- 2 前項に定める資料提出書を提出する場合には、同項第2号に該当する場合を除き、当該製造所等に係る省令第6条第2項の規定による完成検査済証を提出しなければならない。
- 3 管理者は、第1項に定める資料提出書の提出があった場合には、資料提出書の1部に必要な事項を記載して提出者に交付する。
- (災害発生の届出)

第19条 製造所等の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所等において爆発、火災及びその他の災害が発生したときは、速やかに危険物製造所等災害発生届出書（別記様式第13号）により管理者に届け出なければならない。

(製造所等の休止及び再使用の届出)

- 第20条 製造所等の使用を3箇月以上にわたって休止し、又は再使用しようとするときは、危険物製造所等休止、再使用届出書（別記様式第14号）を2部提出しなければならない。
- 2 前項の届出をした者が、製造所等を再使用する場合は、検査を受け基準に適合していると認められた後でなければこれを使用してはならない。
- 3 管理者は、第1項に定める届出書の提出があった場合には、届出書の1部に必要な事項を記載して提出者に交付する。
- (休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長の承認)

第21条 省令第62条の5の2第2項ただし書の規定による点検期間の延長を申請する者は、同条第3項に規定する申請書2部を提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 省令第62条の5の2第2項ただし書の当該市町村長等が定める期間は、休止中の当該地下貯蔵タンク又は二重殻タンクにおける危険物の貯蔵及び取扱いを再開する

日の前日までとする。

- 3 管理者は、第1項の規定により承認申請があったときは、内容を審査するとともに現地調査を行い、保安上支障がないと認めたときは、申請書の1部に承認済印（別記様式第15号）を押し、申請者に交付する。

（休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長の承認）

第22条 省令第62条の5の3第2項ただし書の規定による点検期間の延長を申請する者は、同条第3項の申請書2部を提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 省令第62条の5の3第2項ただし書の当該市町村長等が定める期間は、休止中の当該地下埋設配管における危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日までとする。
- 3 管理者は、第1項の規定により承認申請があったときは、内容を審査するとともに現地調査を行い、保安上支障がないと認めたときは、申請書の1部に承認済印（別記様式第15号）を押し、申請者に交付する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、解散前の佐原市外五町消防組合危険物の規制に関する規則（昭和61年佐原市外五町消防組合規則第2号）又は小見川町外2町消防組合危険物の規制に関する規則（平成16年小見川町外2町消防組合規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年3月29日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年2月25日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月14日規則第4号）

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日規則第6号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年9月19日規則第7号）

この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

別 記

様式第 1 号（第 2 条第 2 項）

第 号
危険物仮貯蔵・仮取扱い承認証
住 所 氏 名
年 月 日付けで申請のあった危険物仮貯蔵・仮取扱いについては、消防法 第 10 条第 1 項ただし書きの規定により、承認する。
年 月 日
香取広域市町村圏事務組合 消防長
印

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第2号（第3条）

第 号
許 可 証
申請者 住 所 氏 名
年 月 日付で申請のあった危険物 の については、 消防法第11条の規定により、下記のとおり許可する。
年 月 日
香取広域市町村圏事務組合 管理者 印
記
1 区 分
2 設置場所及び名称
3 危険物の類、品名及び最大数量
4 位置、構造及び設備

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3号（第8条第1項）

		第	号
危険物	製造所 貯蔵所 取扱所	仮使用承認証	
		設置者	
		住所	
		氏名	
		設置場所	
年 月 日付け危険物		仮使用承認申請については、消	
防法第11条第5項の規定により、承認する。			
年 月 日			
		香取広域市町村圏事務組合	
		管理者	
		印	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4号（第8条第2項）

		第	号
		申請者	
		住 所	
		氏 名	
仮 使 用 承 認 取 消 通 知 書			
年	月	日	付け第 号による仮使用承認については、下記の理由によりこれを取り消す。
年	月	日	
香取広域市町村圏事務組合 管理者			印
記			
1 設置場所			
2 理 由			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5号（第8条第3項）

消防法による仮使用承認済		25cm 以上
製造所等の別		
承認年月日・番号	年 月 日 第 号	
承認行政庁名		
35cm以上		

様式第6号（第9条）

		年	月	日
香取広域市町村圏事務組合管理者		様		
		申請者		
		住 所		
		名 称		
		氏 名		
危険物		の許可申請の取下げについて		
年 月 日消防法第11条第1項の規定により提出しました危険物の許可申請書を取下げいたします。				
記				
1 設 置 場 所				
2 製造所等の区分				
3 取下げの理由				

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 7 号（第10条）

		年	月	日
香取広域市町村圏事務組合管理者		様		
		申請者		
		住 所		
		氏 名		
危険物		の許可の取消しについて		
消防法第11条第 1 項の規定により、先に受けました下記危険物の許可を取り消していただくよう届け出いたします。				
記				
1 設 置 場 所				
2 製造所等の区分				
3 許可年月日及び番号				
4 取消しの理由				

- 備考 1 申請時、設置（変更）許可証を添付すること。
2 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

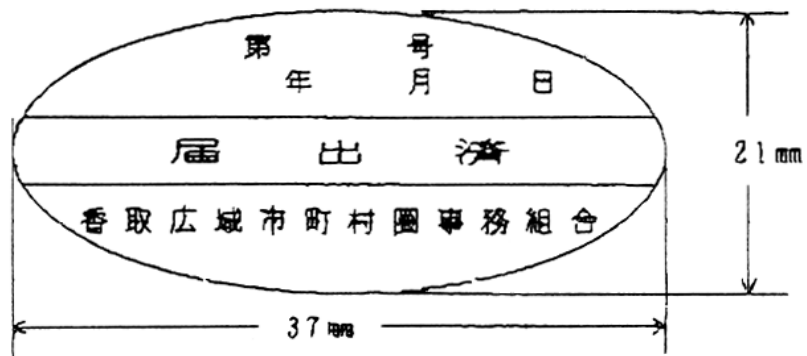
様式第 8 号（第11条）

危険物製造所等の基準の特例適用申請書

				年	月	日
香取広域市町村圏事務組合管理者				様		
				申請者		
				住 所		
				氏 名		
設置者	住 所		電 話			
	氏 名					
設 置 場 所						
製 造 所 等 の 別				貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分		
危険物の類、品名、 最 大 数 量					指定数量の 倍	
設置許可年月日 番 号						
申 請 事 項						
申 請 の 理 由						
特例適用を受ける ために講じる措置						
※ 受 付 欄				※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第9号（第12条第2項）



様式第10号（第16条）

		第	号
		申請者	
		住所	
		氏名	
予 防 規 程 認 可 証			
年	月	日	付
けて申請のあった下記の対象物の予防規程			制定 変更
については、消防法第14条の2第1項の規定により、認可する。			に
年	月	日	
香取広域市町村圏事務組合			
管理者			印
記			
1 区分			
2 設置場所			
3 設置許可年月日、番号			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第11号（第17条）

		第	号
収		去	証
住所又は事業所の所在地			
氏名又は名称			
収去場所			
品名及び数量			
消防法第16条の5第1項の規定により、収去する。			
		年	月 日
職 氏名		印	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第12号（第18条第1項）

（その1）

資 料 提 出 書

年 月 日			
香取広域市町村圏事務組合管理者 様			
届出者 住 所 氏 名			
設置者	住 所	電 話	
	氏 名		
設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
危険物の類、品名、 最 大 数 量		指定数量の 倍	
設置許可年月日 番 号			
変 更 の 概 要			
竣 工 予 定 期 日			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第12号（第18条第1項）

（その2）

資 料 提 出 書

年 月 日			
香取広域市町村圏事務組合管理者 様			
届出者			
住 所			
氏 名			
設 置 者	新	住 所	
		氏名又は名称	
	旧	住 所	
		氏名又は名称	
設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯蔵所又は取扱所の区分	
設 置 許 可 年 月 日		許 可 番 号	
完 成 検 査 年 月 日		検 査 番 号	
変 更 の 理 由			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 法人の代表者の変更は、設置者欄に記入すること。

様式第13号（第19条）

危険物製造所等災害発生届出書

		年 月 日	
香取広域市町村圏事務組合管理者		様	
		届出者 住所 氏 名	
設置者	住 所		
	氏 名		
所 在 地			
名 称			
製 造 所 等 の 区 分		☐ 製造所 ☐ 貯蔵所 ☐ 取扱所	
設置許可年月日・番号		年 月 日 第 号	
完成検査年月日・番号		年 月 日 第 号	
発 生 場 所			
発 生 日 時		年 月 日 午前 午後 時 分	
発 生 原 因			
事 故 の 概 要			
事故に対する処置			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第14号（第20条第1項）

危険物製造所等
休止
再使用
届出書

年 月 日 香取広域市町村圏事務組合管理者 様 届出者 住 所 氏 名	
届 出 区 分	☐ 休止 ☐ 再使用
設置者	住 所 電 話
	氏 名
所 在 地	
名 称	
製 造 所 等 の 区 分	☐ 製造所 ☐ 貯蔵所 ☐ 取扱所
設置許可年月日・番号	年 月 日 第 号
完成検査年月日・番号	年 月 日 第 号
休止又は再使用の年月日	年 月 日 (日間)
休止又は再使用の理由	
休止中の処置又は用途	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 15 号（第 21 条第 3 項、第 22 条第 3 項）

